

玉野市立図書館及び中央公民館 基本構想・整備運営方針

『学んで支える まちづくり～地域の輪を広げよう～』

平成 2 7 年 3 月

玉野市教育委員会

目 次

第1章 方針策定の趣旨

- 1 方針策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 方針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本構想・方針

- 1 基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 基本施策

- 1 図書館サービスの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 基本的サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 目指すサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) 図書館資料の収集計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 中央公民館サービスの検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 中央公民館の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 施設サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 目指すサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 施設整備・管理運営

- 1 施設整備水準の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 施設計画における基本方針・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 公民館・図書館が提供する施設とサービス・・・・ 18
 - (3) 施設づくりのコンセプト・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 必要な諸室（スペース）の設定・・・・・・・・ 18
- 2 施設配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 機能イメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 管理運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第1章 方針策定の趣旨

1 方針策定の目的

この度策定する玉野市立図書館及び中央公民館基本構想・整備運営方針では、図書館及び中央公民館の商業施設（天満屋ハッピータウン・メルカ）への移転・整備に伴い、新たな図書館及び中央公民館に求める施設像、役割、機能、運営内容、規模等の具体的な姿を示すことを目的とする。

2 方針策定の背景

本市では、昭和51年の約8万人超をピークに大幅な人口減少が続いており、平成26年10月時点で6万3千人を下回り、高齢化率も30%を超えている。

今後の人口推計では、平成52年には、約4万3千人まで減少し、高齢化率が市内全ての地区において、40%を超える見込となっており、市としての機能を維持するために、都市機能の集約化や高機能化といった施策の展開が求められている。

そのような中、図書館と中央公民館が入居する総合文化センターは、昭和47年4月の開館以来、約40年間にわたり市民や組織・団体等の利用者に対し多様な情報・資料・学習機会等を提供し、地域において親しまれてきた。しかし、施設の老朽化や利用の不便さ等の問題を抱えていること、また地域や市民の多様なニーズに対応する必要があることなどから、図書館及び中央公民館のサービスの向上に向けた改善が求められている。

前述のように、施設の課題が顕著になる中、平成18年12月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が規定されている。また、教育振興基本計画（一期：平成20年7月閣議決定、二期：平成25年6月閣議決定）では、生涯学習・社会教育の推進が教育再生の重要項目とされ、中でも図書館、公民館などの社会教育施設には新たな役割が求められることとなった。本市では、こうした教育行政の動向を背景に、今年度、第2次生涯学習基本計画の策定作業を進めており、その過程において、老朽化した図書館、公民館の今後のあり方を検討する必要性を認識している。

また、本市においては、平成24年3月に中心市街地活性化基本計画が策定され、「まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり」と「生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり」を基本方針に掲げて、宇野・築港地区の中心市街地における新たな賑わいの創出が求められており、この度、市民サービスの向上及び賑わいの創出を図るとともに、図書館と中央公民館の連携を核とした、学びと課題解決活動による生涯学習社会の充実を目指して、図書館及び中央公民館を商業施設へ移転・整備を行うこととした。

第2章 基本構想・方針

1 基本構想

(1) 生涯学習・社会教育政策について

平成18年12月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が新たに規定され、これまでの生涯学習の領域から大きく踏み出した範囲までをその対象とすることとなった。その後、図書館法・社会教育法も改正され（平成20年6月）、教育振興基本計画（一期：平成20年7月閣議決定、二期：平成25年6月閣議決定）等では、この「生涯学習の理念」に基づいた具体的な施策や、図書館や公民館に求められる役割や、これからの生涯学習の在り方について示されている。

＜文部科学白書（平成24年度版）から抜粋＞

【89 ページ (1) 第1章 今後の社会教育行政の推進の在り方について】

社会教育は、・・・(中略)・・・。具体的には、地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、人々の教養の向上、健康の増進などを図り、人々と絆を強くする役割を果たしています。これに加え、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識（「自助」）を高めるとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践（「互助・共助」）に結び付けていく役割があります。

【90 ページ (1) 第1章 今後の社会教育行政の推進の在り方について】

(略)・・・、社会教育行政は、公民館等の社会教育施設において講座等を自ら行うとする従来の「自前主義」から脱却し、教育行政から飛び出して、「まちづくり（コミュニティ・ソリューション、社会関係資本の形成）」、「超高齢化社会への対応」、「女性の活躍促進」、「若者支援、青少年の健全育成」といった地域の総合的な課題に対応するため、首長部局・大学等・民間団体等・企業など地域の多様な主体とも積極的かつ効果的に連携を進めていく「ネットワーク型行政の一層の推進」が改めて強く必要とされています。

【92・93 ページ (3) 地域の学習拠点の整備・形成・運営 ①公民館】

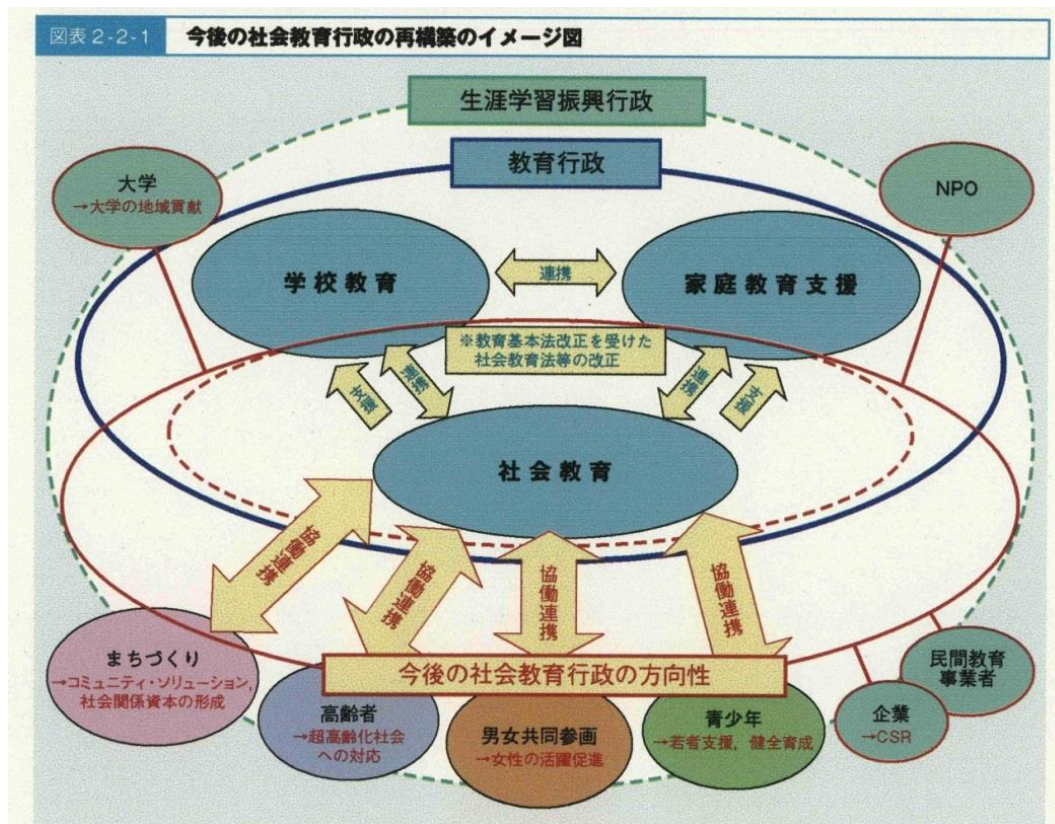
「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）では、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環システムを構築するに当たって、公民館を学校と並ぶ地域コミュニティの拠点として位置付けており、多様な人々が集い、学習すること等を通じてネットワークを構築し、特色のある地域づくりを行うことにより、社会教育を活性化し、地域の絆・地域コミュニティをつくり上げていくという役割がより一層期待されます。

【94 ページ (3) 地域の学習拠点の整備・形成・運営 ②図書館】

(略) この改正では、図書館を支える司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学などにおける司書養成課程及び司書講習における養成課程の改善・充実を図ることとしています。

(略)・・・、今後も図書館は各地における「地域の知の拠点」として、子供など多様な利用者や住民の多様な学習活動を支えるほか、地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い観点から社会貢献することが期待されます。

【参考:平成24年度版白書 P90 図表2-2-1 今後の社会教育行政の再構築のイメージ図】



(2) 社会の変化について

複合施設として建設された市立総合文化センターは、利用開始から40年以上が経過した。この間社会は、急速な技術革新による高度経済成長を経て、IT技術の進歩により情報化社会へと進んできた。それに伴い、市民意識・生活スタイルも変化し、社会的課題も人口減少、高齢化、少子化など40年前にはなかったものに移っている。

これからは、既に始まっている人口減少化への対応を、すべての行政サービス分野の共通課題として行政運営をしなければならない。その対応は、人口増加によって生じる活動拠点の増設を経済成長で支えていた手法とは明らかに異なり、人口減少の進行に応じ、数年ごとに現状を正確に把握・分析しながら、時期を見逃すことなく、必要な対策を段階的に行う手法が必要である。

上述2点を踏まえ、今後の生涯学習・社会教育行政は、図書館・中央公民館の密接な連携を核とし、学びから課題解決活動が生まれる支援を中心に、行政をはじめ地域の多様な団体等と連携した取組により、「生涯学習社会の充実」を目指す。これを基盤とし、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環システムに支えられた協働のまちづくりを目指す。

2 基本方針

(1) 図書館

- ①新たな時代に対応する市民のための図書館
 - ・市民一人ひとりの生活に役立つ情報提供ができる図書館
 - ・市民が読書を楽しみ、創造を高める図書館
 - ・市民が気軽に立ち寄れる利用しやすい図書館
- ②貴重な郷土資料を活かしていく図書館
 - ・歴史を継承して発展させる図書館
 - ・郷土に関する情報が豊かな図書館
 - ・玉野の情報を発信する図書館
- ③さまざまなネットワークとつながる図書館
 - ・学校や家庭と連携し、子どもの読書活動を推進する図書館
 - ・まちづくりのネットワークとつながる図書館
 - ・知のネットワークとつながる図書館
- ④市民が育てる開かれた図書館
 - ・市民が集い、育てる図書館
 - ・市民が情報を持ち寄り、交流する図書館
 - ・市民が運営に関与し、情報を公開する図書館

(2) 中央公民館

公民館は、住民の心の拠り所、日常生活や非常時に最も安心して頼れる身近な施設であり、人々が求める活動が積極的に展開されなければならない。住民の願いや思いが、具体的に実現できる活動が展開されて、初めて公民館の必要性が実感できるものである。

東日本大震災以降、公民館に対する社会からの期待や要請は、単なる集いの場、単なる学習の場にとどまらず、地域のつながりや連帯感、自助・共助の精神に基づく協働のまちづくりの推進による「地域力の向上」など、以前にも増して多様化している。

そういった状況の中、公民館がいつでも、どんな時でも、地域の方々にとって必要不可欠の存在となるために、中央公民館は、市全体の公民館のリーダーとして、公民館力の向上に努め、効果的、効率的な運営に努めなければならない。

中央公民館は、地域住民のための社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たし、また、活力ある地域社会のため、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりを目指した公民館運営を行うこととする。

- ①つどう 生活の中で気軽に人々が集うことができる場を提供する公民館
- ②まなぶ 住民の興味・関心に基づいて、また社会の要請に応えるための知識や技術を学ぶための公民館
- ③むすぶ 地域の様々な機関や団体の間にネットワークを形成するための公民館

(3) 図書館・中央公民館の連携等

- ①図書館と中央公民館の密接な連携による、地域の課題解決活動の支援
- ②図書館と公民館との連携による地域情報の収集・保存・活用
- ③図書館のレファレンス機能を活用した行政支援サービスの充実
- ④図書館による地域情報を活用した学校教育の支援

第3章 基本施策

1 図書館サービスの検討

(1) 基本的な考え方

公共図書館には、多種多様な資料の収集・保存だけでなく、生涯学習の拠点として充実したサービスを実施することが求められている。

特に、市町村立図書館は、最も身近な知の拠点として、市民のニーズに応じた情報を提供していくことが必要とされていると同時に、最近では気軽に集まることができ、コミュニケーションの場、“憩いの空間”としての機能が注目されている。

また、現状の図書館に要望されている様々な運営上の課題の解決や、時代・環境の変化に伴い新しく生まれるニーズへの対応も必要となる。

そこで、前章で整理した図書館の基本方針をもとに、提供するサービス内容について、具体的な事例を挙げて整理を行う。併設する中央公民館と連携し、生涯学習の推進を踏まえたうえで、身近な知の拠点として、また“憩いの空間”として機能の充実を図り、市立図書館として多くの利用者に愛される図書館を目指す。

(2) 基本的サービス

①資料・情報提供サービスの充実

ア 閲覧・貸出サービス

自分の考えや関心を深めることのできる資料や情報から、市民の学習や自己啓発、職業技能の獲得支援など、生活の質の向上や夢の実現に関わる情報や、課題解決などに対応する資料・情報など、様々なニーズを有する利用者に対して、必要な資料・情報の提供を行い、閲覧・貸出サービスの充実を図る。

図書の返却については、開館時間内の返却受付に加え、休館日や閉館時については返却ポストによる対応等、利用者の利便性に配慮する。

《主な事例》

- ・資料を探しやすくするために、配架方法や書架案内図、見出し等の整備について工夫する。
- ・予約が著しく集中している資料や、所蔵していないリクエスト本について、他自治体図書館との連携や、岡山県相互貸借ネットワークを通じて貸し出しに応じる。
- ・デジタル化された情報の入手については、そのアクセスへの手助けをし、情報入手を支援するとともに、視聴覚資料の充実を図る。また、館内において視聴覚資料の試視聴が可能な設備や十分な閲覧スペースを提供する。

イ 調査相談（レファレンス）サービス

利用者の学習要求に基づく問い合わせに対して、資料等で調査し、情報を提供する調査相談（レファレンス）サービスの充実を図る。

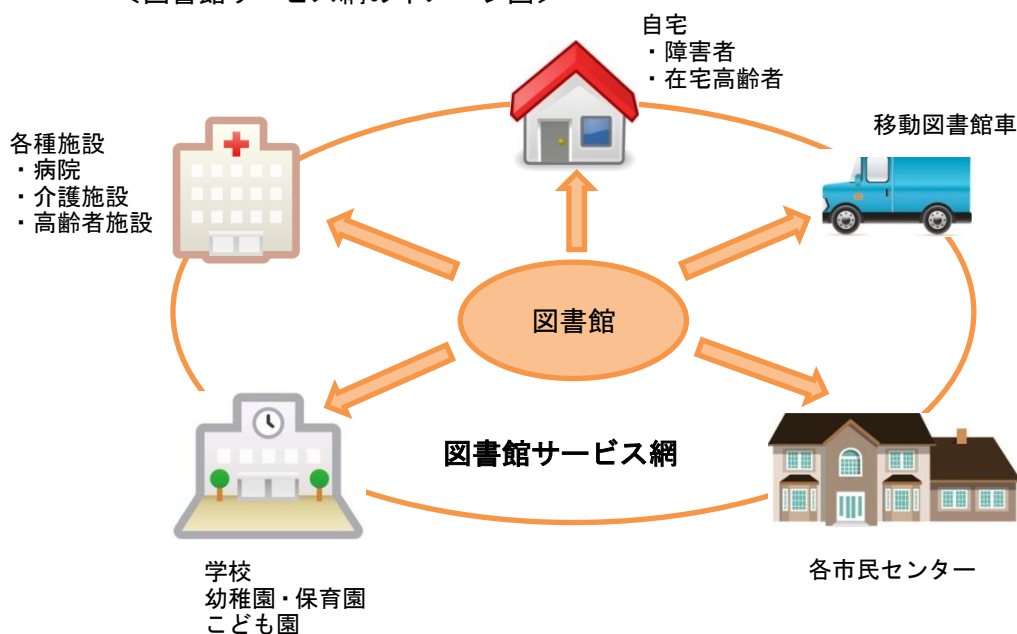
《主な事例》

- ・図書館での対応が困難な場合は、他館や専門機関（行政機関・周辺施設等）の案内・紹介等によるサービスの充実。
- ・教育委員会と連携して、図書館以外の専門機関と相互協力する仕組みの構築。
- ・レファレンス業務に対応できる司書の育成に努め、より迅速で専門的なサービスの提供。
- ・調査・相談内容のデータベース化を進め、事例が多いものについては、図書館ホームページ、広報等を通じて情報を提供。

ウ 全域サービス・アウトリーチ（来館困難者）サービス

図書館を拠点として、各市民センターの図書室と連携し、図書館サービス網を構築する。また来館が困難なためサービスが受けられない市民や、居住地域に図書館がない市民などに対しても、ゆとりある豊かな生活が送られるように、移動図書館車の巡回や、幼稚園・保育園等への配本を通して、「図書館を利用して学習する権利・学習する機会を得る権利」を満たすサービスの充実を図る。

<図書館サービス網のイメージ図>



エ 地域・行政資料サービス

玉野市が保有する行政資料は、玉野市の共有財産として広く収集、保存し、広く市民へ情報提供する。

また、玉野市の歴史や風土文化・産業などの郷土資料や、文学・芸術・芸能・スポーツ等の各界で活躍した（している）玉野市出身者や、ゆかりのある著名人に関する資料を収集するとともに、広く市民へ情報提供する。

《主な事例》

- ・ 行政に関する資料や図書リスト，新刊案内，雑誌・新聞記事等の情報の提供。
- ・ 玉野市に関する歴史や風土文化，産業などに関する資料を地域の貴重な財産として管理するとともに，玉野市固有の資料や記録等をアーカイブ化し，それら資料を活用して地域情報を発信する。
- ・ 玉野市民や各界で活躍している玉野市出身者やゆかりのある著名人に関する資料を収集し，たまのミュージアムと連携して広く市民へ情報を発信する。
- ・ 図書以外の各地域の催事ポスターや，チラシ，地域情報が記載されている雑誌記事，広告についても，地域固有の貴重な資料として管理し，サービスを提供。

オ 学校支援サービス

学校図書館では，児童・生徒の「生きる力」を育み，理想を実現していくため，質・量ともに充実した情報の提供が必要であり，今後，図書館には学校と連携した支援が求められている。

《主な事例》

- ・ 市内の保育園，幼稚園，こども園，小学校，中学校，高等学校等に対し，必要な資料の団体貸出や支援を行う。
- ・ 学校等からの見学，団体利用，職場体験等を積極的に受け入れ，児童・生徒への図書館利用指導，メディアリテラシー育成支援を行う。
- ・ 公民館と連携して収集した地域情報を学校等に提供し，学校教育と地域活動の連携強化を図る。
- ・ 図書館職員と学校関係者が連携し，相互の情報交換と研修に努める。

② 利用者に対応したサービスの充実

図書館の利用者のニーズは，それぞれのライフステージや立場，状況によって様々であるものの，それぞれの利用者が求めるサービス内容には，一般的に一定の傾向を見出すことができる。利用者をカテゴライズして，きめ細やかな対応を行いサービスの展開を図る。

ア 乳幼児と保護者サービス

魅力ある絵本やよみもの，市民参加型の事業を実施するとともに，子どもたち・親子が落ち着いてのびのびと過ごせる環境を提供する。特に，児童サービスにおいては，子どもが本に親しみを感じ，自ら考え・学ぶ力を育む環境の充実を図る。

《主な事例》

- ・ 保育園・幼稚園・こども園・子育て支援センターなどの関係機関と連携し，子どもの読書環境の整備を推進。
- ・ ブックスタート，おはなしのひろば，おはなしどんどんランド等読み聞かせを行う場として，市民ボランティアが気軽に活用できる環境を提供。
- ・ 乳幼児から小学生と，その保護者が気兼ねなく利用できるスペースを提供。
- ・ 乳幼児向けの図書の充実や保育や育児，子育てに関する資料や情報の提供。

- ・子どもと本に関する相談に応じるサービスの提供。
- ・図書館内に、子ども向けのコーナーを設置し、子どもたちや保護者に対して、図書情報を提供。

イ ヤングアダルトサービス

読書離れの進む児童には読み聞かせや、中・高校生に対しては本の選び方を助言するなど、本とのつきあい方を学べる環境の構築を図る。

また、将来の進路や職業に関して興味や夢を抱くきっかけとなる資料を提供するとともに、児童生徒の読解力を養うため、幅広い読書や課題解決学習に対する支援に努める。

《主な事例》

- ・中高生の趣味や、スポーツ、音楽、ファッション等、嗜好・ニーズに関する資料の充実。
- ・ヤングアダルト層向けの歴史や伝記、社会的な事業の記録等、生き方や進路・職業選択の参考となる資料を提供。
- ・児童や青少年が利用しやすい資料の配置及び提供、図書館ゾーニング。

ウ 高齢者サービス

大活字本の提供等、利用時の介助に配慮したサービスを行ってきたが、眼前の超高齢化社会に対応するため、活動的な高齢者層を対象としたサービスの充実が必要となる。その際、高齢者に学びの場を提供するだけでなく、中央公民館と連携し、生涯学習の場の提供、併せて人と人の出会いを創出し、地域社会へ参加する場を提供することで、余暇活動の促進、並びに地域の活性化を図る。

《主な事例》

- ・大活字本等の読みやすい資料や録音図書等の提供。
- ・健康や医療に関する資料・情報の充実に加え、地域の医療機関や行政による検診サービスや出前講座等の情報を提供する。
- ・高齢者の余暇活動に役立つような資料を収集・提供するとともに、高齢者が地域社会へ参加するきっかけづくりに向け、中央公民館が主体となった高齢者を対象とした様々な講座・講習会等を支援。

エ 障がい者サービス

録音図書や大活字本、点字図書などの資料や代読サービスを充実するなど、図書館を気軽に利用できるサービスを提供する。

また、人と出会い、触れ合える社会との接点となることを目指すとともに、ゆとりある時間を過ごせるような環境を提供する。

《主な事例》

- ・録音図書、点字図書等の資料の充実だけでなく、手話や字幕入りの映像資料等の充実。
- ・手話や筆談でコミュニケーションが図れるよう、職員の教育に努めるとともに、

代読サービスの充実。

③ 子ども読書活動の推進

- ア 子どもの読書環境を整備するとともに、子ども向けサービスを充実させ、子どもの読書意欲の向上、読書習慣の確立を図る。
- イ 学校や関係諸機関、ボランティア等と連携し、各家庭に働きかけることで、社会全体で積極的に子どもの読書活動を支援し推進するネットワークの拠点となる。

(3) 目指すサービス

新たな図書館においては、これまで実施ができなかったサービスや最近の図書館に求められる人が集うための空間、“憩いの場”としての機能が求められている。

特に、商業施設内へ移転・整備後の図書館は、単に公立図書館としての機能を有するだけでなく、市民にとっての情報案内役としての機能を持つとともに、これまで以上に幅広い層の利用者が多くなることが期待され、その特性を活かしたサービスを提供することが必要となる。

サービスの提供にあたっては、図書館に情報が集まる場、人々が集まる場であることを活かし、中央公民館と連携したより広範な市民を対象とした情報の発信を図る。

① 生涯学習活動支援

中心市街地の商業施設にあり、市民に広く開かれた図書館にはさまざまな利用者が集うとともに、併設の中央公民館と併せて、その求心力と影響力とを活かし、市民の文化活動・ボランティア活動の場や活動のきっかけとなるようなサービスの提供を図る。

《主な事例》

- ・中央公民館や生涯学習センターとの連絡・連携により、各種講座や市民活動団体などに関する情報を提供し、市民が活動に参加したり、新たな団体・サークルを設立したりする際に参考となる資料を提供。
- ・市民活動団体や市民サークルによる読書会等の場の提供。

② 図書館ボランティア活動支援

多くの市民にとって利用しやすく、充実したサービスを提供することのできる図書館であるためには、行政のみがサービス提供の担い手になるのではなく、図書館利用者の自発的な関わりが大きな鍵となってくる。中心市街地である立地特性を活かし、幅広い世代・様々な経験や職歴を持つ市民が参加し、活動、交流を自らが行うことを促す仕組みの構築を目指す。

《主な事例》

- ・図書館に関する各種ボランティア（読み聞かせ等ボランティア、代読ボランティア等）の養成。
- ・他自治体の図書館ボランティアとのネットワークの形成を支援。

③ ビジネス支援

玉野市では、産業構造の変化や中心市街地の疲弊が進み、まち全体の活性化に向けた取り組みが必要とされていることから、地域の課題解決につながるような図書館サービスの一環として、ビジネス支援情報の提供を図る。

《主な事例》

- ・個人事業者や小規模事業者を主な対象とした、税制や公的な助成金、社会保険など、企業経営の参考となる情報・資料の充実。地方都市における町おこしや、商店街の活性化事例に関する情報・資料の充実。
- ・就職・起業・キャリアアップにつながる資格関連情報や、経済・経営についての図書・新聞・雑誌の充実。

④ “憩いの空間”の提供

移転・整備後の図書館は、市民が気軽に立ち寄って雑誌や新聞等を読むことができる場としての“憩いの空間”を提供する。

《主な事例》

- ・館内で気軽に読書ができるブラウジングコーナーの整備。

(4) 図書館資料の収集計画

① 資料収集の基本的方針

図書館は、図書館本来の機能に加え、玉野市における生涯学習の情報発信としての役割も担っている。

このことから、基本的な図書館資料の収集はもとより、国、県、市が推進している各施策や、多様化する利用者・市民ニーズに応える情報提供などに必要な資料を、バランス良く充実させる必要がある。

また、生涯学習における知の拠点として、個人の課題解決や地域課題の解決に資する役割も求められており、地域の活性化に資する資料ストックと情報提供に十分配慮することも重要となる。

以上のことから、資料収集の基本方針は以下のとおりとする。

- ・市民および利用者の要求に基づいて資料を収集する。また潜在している要求や将来想定される要求も考慮する。
- ・著者の思想的、宗教的立場などにとらわれることなく、多様な観点に立って資料を収集する。
- ・玉野市に関する資料は、積極的に収集する。
- ・図書・雑誌などの紙媒体の資料、録音・映像などの視聴覚資料のほか、電子図書などのデジタルコンテンツもニーズに合わせて収集する。
- ・通常の図書資料では利用しにくい場合を考慮して、大活字本・録音資料などを収集する。
- ・中高生が進路や職業選択や人生について思索する際に参考となる資料を収集する。

- ・ビジネスパーソンの支援となる資料を収集する。
- ・すべての資料は、技術の進展に合わせ最適の媒体で収集する。
- ・玉野市出身者やゆかりのある人物に関連する資料は、積極的に収集する。
- ・資料の収集にあたっては、県立図書館、県内公共図書館、その他類似施設との連携、協力のうえ、効率的に幅広い資料収集に努める。

② 資料の収集基準

ア 一般図書（参考資料等含む）

- ・各分野にわたる基本的な図書を中心に収集する。
- ・基礎、入門等の一般的な資料から、実用的・専門的な資料まで幅広く収集する。
- ・市民生活における日常的な調べものや、調査・研究のために必要な辞典・事典・統計・地図等を幅広く収集する。また、常に最新の情報・データを提供できるように留意する。

イ 児童図書（乳幼児及び保護者・児童サービス資料）

- ・子どもの豊かな成長を育むため、創造性や想像力に富んだものなどを中心に収集する。
- ・子どものさまざまな興味や知識欲に対応し、課題を解決する際に役に立つ資料を幅広く収集する。
- ・ブックリストや書評誌・紙を参考にして、評価の定まったものについては、積極的に収集する。また、評価の定まった作家の作品についても積極的に収集する。
- ・利用の多いもの、調べものに利用できるものについては、複本の収集も考慮する。

ウ ヤングアダルト資料

- ・図書館から遠ざかりがちな世代を、図書館に近づける・呼び戻す契機となるような魅力的な資料を収集する。
- ・中高生が職業選択や人生について思索する際に参考となる資料、生きていく力を醸成するような資料を中心に収集する。
- ・学習参考書は、媒体を考慮して選択的に収集する。

エ シニア・障がい者向けサービス資料

- ・大活字本や、見て楽しめる写真集など、高齢者にとって利用しやすい資料を収集する。
- ・誰でも気軽に図書館を利用できるように、点字図書・拡大図書・録音図書を積極的に収集する。

オ 成人サービス資料

- ・法律・福祉・健康や、子育て・教育といった日常生活に役立つ資料を収集する。
- ・就職・起業といったビジネスに関連する資料や、キャリアアップにつながる資格関連の資料を収集する。

カ 多文化・国際化サービス資料

- ・外国語による新聞や日本を紹介した資料を収集する。

- ・日本の歴史や文化に対する理解を深めることに役立つような資料を収集する。
- ・市民の多文化理解・国際理解教育に資するような資料を収集する。

キ 学校支援サービス資料

- ・学校図書館で不足している学習資料を収集する。
- ・教職員の参考となる教材作成や学級運営・教育指導に関連した資料を収集する。

ク 地域資料

- ・玉野市に関連する歴史・文化・生活・風土等について記録されている図書・雑誌・新聞・パンフレット・古文書等の資料を収集する。
- ・玉野市の地域産業について記録されている図書・雑誌・新聞・パンフレットの資料を収集する。

ケ 行政資料

- ・玉野市に関連する資料を積極的に収集する。
- ・市や県等の行政機関が発行する広報紙や、コミュニティー新聞、地域イベントに関するパンフレット等を収集する。

コ 視聴覚資料

- ・利用者が、情報・知識・娯楽を得られるよう、CDなどの録音資料とDVDなどの映像資料を収集する。
- ・日本及び各国における音楽の歴史、伝統文化を考慮するとともに、青少年の健全な育成や人々の暮らしの充実、視覚障がい者等特定目的の利用の便宜に資するものに配慮し選定する。
- ・映像作品については、一般的評価の定まったもの、利用者の共用に資することに配慮し選定する。

サ 新聞・雑誌

- ・新聞については、主要な全国紙から中国地方・岡山県内の地方紙や、専門紙・業界紙・政党紙まで、幅広く収集する。
- ・外国語による雑誌・新聞を収集する。
- ・雑誌は、最新の情報を得られるという特性をふまえ、各分野の主要な雑誌を収集する。
- ・各分野の収集もれがないよう、バランスよく収集する。
- ・政党機関誌・地域誌・ミニコミ紙等は、資料価値に留意したうえで選択的に収集する。
- ・ビジネスパーソンの支援となる資料は、積極的に収集する。
- ・縮刷版は、デジタル資料も考慮して収集する。

③ 資料の除籍

資料の除籍は、「玉野市立図書館除籍基準」に基づき司書が行う。その際、利用の多寡のみならず、資料的価値や各分野の図書構成のバランスについて考慮し、特定の分野や著作等に偏らないよう留意する。

除籍資料は図書リサイクル市で市民に提供し、残ったものは分別廃棄する。

④ 蔵書の管理

現在の図書館では、開架及び閉架書架合わせて 16.5 万冊を所蔵しており、外部（移動図書館車及び市民センター図書室）には 2.5 万冊を所蔵している。

新たな図書館では、蔵書可能冊数を約 18 万冊程度と算定するとともに、外部（移動図書館車及び市民センター図書室）の配置の見直しや図書の整理などに努め、市内全域で約 20 万冊の蔵書管理を見込んでいる。

また、図書の利用実態に応じた廃書など、図書の整理に努め、玉野市の人口規模や利用状況に見合った効率的で魅力ある蔵書の管理を目指す。

※現在 蔵書冊数 19 万冊（内、本館部分は 16.5 万冊）

（本館：開架図書 8.8 万冊，閉架図書 7.7 万冊，

外部：2.5 万冊（移動図書館車及び市民センター図書室））

⑤ 図書館資料の保存方針

資料の保存については、従来の紙媒体における情報の信頼性・一貫性・保存性の特性に加え、即効性・検索性・蓄積性を兼ね備えた電子媒体によるデジタル情報・資料を体系的な保存を行う。

特に、古文書や各種統計資料等の行政資料や、玉野市固有の情報については、資料のデジタル化を積極的に行う。

なお、永年保存すべき貴重資料については、保存環境に配慮し、劣化の緩和に努める。

2 中央公民館サービスの検討

(1) 基本的な考え方

①ライフステージに応じた学びの支援

市民一人ひとりが生涯にわたり豊かな人生を送ることができるよう、様々な学習ニーズに応じた学習機会の提供を充実する。また、市民の芸術・文化活動に対する理解と関心を深めるため、世代や興味に合わせたテーマに基づく事業を展開する。

②地域教育力の向上

個人や地域が抱える地域の課題に対応した学習の機会を充実させ、学習成果を活かした地域課題の解決への支援に努めるとともに、市民が主体的に学び、行動できる機会づくりに努める。

③学習の場の充実と活用

全市民的な生涯学習の拠点として、市民ニーズに応じた学習機会を提供し、講座内容等については生涯学習センター等と連携した事業展開を進め、施設間のネットワークや機能の充実と活用を図る。

④学びの成果が活かされる機会の充実

学習の成果を活用し活躍できる地域活動を支援するとともに、ボランティアの育成や人的ネットワークの構築を図り、学習の成果を活かして活動できる場の創出や人材育成の推進を図る。

⑤人と地域を結ぶネットワークづくり

活力ある地域社会の再生のために、生涯学習を通じて市民活動団体や地域コミュニティとの交流による人的ネットワークづくりなど、幅広い世代間の交流を推進する。

⑥地域を担う人材の育成

様々な知識や技能、経験を持った地域リーダーの育成を図り、地域社会の活性化、地域教育力の向上に努める。また、次世代を担う幼児から保護者までの若い世代などの人材の育成に努める。

⑦生涯学習情報の充実

市民の誰もが、いつでも、どこでも学習情報を入手できるよう、情報提供方法を工夫するとともに、多様な情報を分かりやすく効果的に提供する。

⑧生涯学習の関心の向上

実際に行われている講座や、学んだ知識や経験を活かしている場を紹介するなど、生涯学習に対する理解を深め、生涯学習の活性化を図る。

(2) 中央公民館の機能

①地域の生涯学習拠点としての機能

ア 公民館講座（定期講座）の開設

心豊かな生活をするための市民の要求に応じて、地域住民の生活文化、教養の向上促進を図るため、比較的長期にわたって系統的、継続的に趣味、実技、実務的な内容の各種講座を実施する。

- ・成人講座又は高齢者講座を実施する場合は、趣味・教養・技能などの各分野のバランスに留意し、年間20講座程度実施する。
- ・こどもの講座を実施する場合は、学校の長期休業期間等において、年間1講座以上実施する。
- ・講座の講師については、それぞれの目的に添った適切な講師を選定することとし、講座内容等については、生涯学習センターと連携して取り組む。
- ・講座受講料等については、市内の類似施設の料金設定を参考に、幅広い地域住民が参加しやすい金額設定とする。
- ・ギャラリーを使用して、定期講座生作品展を開催する。

イ たまの地域人づくり大学

地域を支える市民の方々が、活動に役立つ知識を気軽に学ぶことができる場を提供し、この“学び”をきっかけに、受講者が地域で活躍することを目的として実施する。

《主な事例》

- ・地域生活サポーター養成コース
- ・コミュニティ・ビジネスコース
- ・知っ得コース

ウ 展覧会・発表会

公民館講座で培った成果や技術等について、公民館を自己啓発の場として披露、発表の場とし、学習活動の意欲を啓発し、今後の趣味の助長を図る。

《主な事例》

- ・玉野美術秀作展（文化協会と共催）
- ・定期講座生作品展
- ・グループ講座生作品展
- ・絵画グループ展 など

エ 特別講座

幅広い年齢層の受講者の拡大を図るため、新規講座を開設する。

《主な事例》

- ・フラワーアレンジメント
- ・木工教室 等

オ グループの育成指導

定期講座の修了者を対象に自主グループを育成し、自主学習の促進を図る。
各種団体グループ学習の育成。

② 市民活動の情報センターとしての機能

行政と地域のネットワークを活かし、市民活動に関する情報を幅広く収集、提供する。コミュニティワークに関する情報など住民が自由に情報発信できるよう努める。

③ つながりの場としての機能

市内の諸団体と連携して文化祭等の事業を実施し、市民のネットワークを構築

する。また、図書館等と連携し、集いの場としてのロビーやギャラリー、ミュージアムを活用した各種イベント事業を行う。

④ 市民活動の拠点としての機能

市民が誰でも自由に立ち寄れる、日常生活のよりどころとしての場（ホームベース）づくりをめざす。中央公民館を市民活動の場として活用できる環境を整備する。

（３） 施設サービス

① 貸館としての機能

中央公民館は、住民の生涯学習や社会教育の推進及び各種団体活動の拠点として貸し館事業を実施している。

研修室や多目的室（防音）、料理実習室など、市民の様々な要求にこたえられるよう、各種部屋を提供し、市民地域活動や学習活動支援に努める。

② ギャラリー機能

地域住民の学習活動成果の発表の場、美術展、書道展などの文化的展示会場として、地域の公民館などの生涯学習施設との連携を図りながら、市民の芸術文化活動が新しいギャラリーを中心により活発に行われ、発表や鑑賞、創作のあらゆる面において活動の拠点としての役割を担う施設を目指すとともに、芸術活動の成果を多くの市民等に発表、紹介する場として提供する。

③ ミュージアム機能

玉野の歴史や良いところ、本市出身の著名人の作品、郷土資料等について総体的にわかりやすく展示する。郷土資料展示は、たまのミュージアムと一体的に構成し、密接に連携しながら玉野市の良さを市内外に広くPRし、玉野市の知名度及び関心度の向上を図る。

（４） 目指すサービス

中央公民館には、施設利用サービス及び生涯学習拠点としてだけでなく、併設する図書館と連携し、地域課題を解決する拠点、地域を支える情報拠点としてのサービスの提供が求められている。

中央公民館は、中心市街地に立地する商業施設へ移転し、図書館との密接な連携によって、公民館の中核としての機能を有するだけでなく、市民にとっての情報案内役としての機能を持つことから、その立地特性を考慮したサービスを提供することが必要となる。サービスの提供にあたっては、中央公民館は、情報が集まる場、人々が集まる場であることを活かし、より広範な市民を対象とした情報の発信を図る。

① 生涯学習活動支援サービス

中心市街地の商業施設にあり，市民に広く開かれた中央公民館にはさまざまな利用者が集うとともに，併設の図書館と併せて，その求心力と影響力とを活かし，市民の文化活動・ボランティア活動の場や活動のきっかけとなるようなサービスの提供を図る。

《主な事例》

- ・生涯学習センターや図書館との連絡・連携により，各種講座や市民活動団体などに関する情報を提供し，市民が活動に参加したり，新たな団体・サークルを設立したりする際に参考となるサービスを提供。
- ・市民活動団体や市民サークルによる読書会や講演会等の場の提供。活動をアピールするための展示会を開催できるような場（ギャラリーなど）の提供。

② “つどいの空間” の提供

中央公民館が買い物や通勤通学等で多くの市民が利用する商業施設に立地し，中心市街地に位置することを活かし，これまでの利用者にとどまらない市域全体の活性化に資する情報を提供・交換する場として，市民が“つどい空間”の提供を目指す。

《主な事例》

- ・図書館と連携した講演会やイベント，各種講座案内等の情報の提供。
- ・市域全体のイベントや行事に関する情報交換の場の提供。
- ・中央公民館HPにおいて，まちの情報に関するサイトへのリンクを紹介。

第4章 施設整備・管理運営

1 施設整備水準の検討

(1) 施設計画における基本方針

- ①市民が学び知る権利を保障する生涯学習の拠点施設として、市民の学びに必要なサービスが提供される施設づくりを実現する。
- ②地域の核となる施設づくりを実現する。
- ③新たに整備される公共施設として、誰もが気軽に利用でき、役に立つ“憩いの空間”づくりを実現する。

(2) 公民館・図書館が提供する施設とサービス

①市民交流・市民活動の場

児童・青少年から高齢者、また子育て支援、生きがいつくり支援、ビジネス支援、団塊の世代支援などすべての世代がさまざまに活用し、市民交流の場となる開かれた施設を提供する。

②図書館・公民館の併設

公民館・図書館併設施設の特質を活かし、行事・催事・情報提供などを共同して、企画、実施するとともに、効率的な事務事業の推進を図る。

③誰もが快適に利用できる“憩いの空間”の推進

利用するすべての人が、施設、設備、資料、情報、人的支援など、心地よく利用できる施設を提供する。

④インターネット環境（無線 LAN 等）の整備。

(3) 施設づくりのコンセプト

誰もが便利で快適に利用できる施設づくりを実現するために、以下のとおり施設づくりのコンセプトを定める。

- ①簡単・明瞭な動線を実現する。
- ②安全で快適な施設環境を実現する。
- ③立ち寄りやすい施設環境を実現する。
- ④高齢者、子ども連れなど誰もが安心して使える施設環境を実現する。
- ⑤明るく開放的な施設環境を実現する。

(4) 必要な諸室（スペース）の設定

① 図書館＜各コーナーの機能＞

サービス実施に必要な諸室は機能空間より整理した結果、以下のとおりとする。

ア 一般開架書架コーナー

・書架スペース

一般図書の開架書架スペースとしてだれもが利用しやすく、わかりやすい空間として整備する。書架間も車椅子使用者やブックトラックと利用者の通行がゆとりを持って行える間隔とするとともに、圧迫感のないようにする。

- ・ 閲覧スペース

書架スペースに隣接した一体的な空間として整備すると共に、書架間にもいす等を設けて、自由に資料を閲覧できるスペースとする。また車椅子使用者の利用に配慮した閲覧席も設けるとともに、開放的でくつろいだ雰囲気で、静かにゆったりと閲覧できる空間とする。

なお、商業施設であることから立ち寄りで利用する利用者も多く来館するものと思われることから出来るだけ多くの座席数を整備する。

イ 視聴覚スペース

- ・ 視聴覚資料コーナー

CD、DVD、ビデオなど開架による資料閲覧が出来るよう専用の棚を設ける。

- ・ 視聴ブース

他の利用者を気にすることなく利用できるようブース型を整備する。1人用及び2人用のブースを整備し、親子や友達同士等と一緒に視聴できるようにする。

ウ レファレンスコーナー

- ・ レファレンスカウンター

調査、相談、資料案内等利用者が図書資料を十分活用できるよう、一般書架スペースと、地域資料・行政資料閲覧スペースに隣接して設ける。

エ 地域資料・行政資料閲覧コーナー

- ・ 書架スペース

玉野市に関する資料や各種行政資料を配架するスペースとして整備する。

このスペースは一般開架書架スペースとは異なり、調査・研究等の目的を持った利用者に対する空間整備を行う。

- ・ 閲覧スペース

一般の閲覧スペースと同じように整備するが、利用者が落ち着いて調査・研究できるスペースとして配慮したものとする。

オ パソコン利用コーナー

- ・ 検索システムスペース

館内検索及び県内図書館横断システムを利用した情報検索を行うことが出来るスペースを整備する。

- ・ パソコンスペース

利用者が自らのパソコンを持参してインターネットの利用が可能となるよう、電源やケーブル（若しくは無線LAN）を整備した利用スペースを整備する。

カ 学習コーナー

- ・ 学習室スペース

個人で自学自習に使用できるスペースを整備する。

- ・ グループ学習室（ラーニング・commons）スペース

複数人で自学自習に使用できるスペースを整備する。

※両室内は、インターネットの利用が可能となるよう、電源やケーブル（無線LANなど）を整備する。

キ ブラウジングコーナー

雑誌や新聞などを気軽に読む事の出来る空間を整備する。

ク 児童開架書架コーナー

- ・書架スペース

児童自らが図書資料を手に取りやすい書架となるように、高さや配架方法、スペース等に配慮した書架とする。

- ・閲覧スペース

児童の書架スペースと一体的に整備する。利用する乳幼児と児童の安全性に配慮した閲覧スペースの確保に配慮する。また、内装には、児童が走り回ったりしても音が響かないような仕様に配慮する。なお、整備する閲覧用のいす等の備品は児童用及び同伴の保護者等が利用しやすい仕様にも配慮して整備も行うものとする。

- ・お話しコーナー

読み聞かせの実施の為のスペースとしてだけではなく、普段も利用できるスペースとして整備する。靴を脱いで使用できるような空間とする。

また、読み聞かせを実施する場合、スペースとして独立した空間となるとともに、周囲への騒音防止のため、カーテンや可動間仕切りなどで仕切れるようにする。

ケ シニア・障がい者・ボランティアコーナー

- ・シニア・障がい者・ボランティアスペース

障がい者の図書館利用に対するサービスを行う為に代読、録音、点訳等を実施できる諸室を整備する。これらは防音性能を有し、使用しない場合はボランティアの活動スペースとしても利用できるものとする。

コ 閉架書庫・保存スペース

- ・閉架書庫

空間を有効に利用し、スペースを確保するとともに、図書資料の一時的な作業の補完を目的とした効率的な作業環境を確保する。

サ カウンター（事務作業）スペース

- ・貸出、返却、案内カウンター

シ 総合事務室（図書館・中央公民館複合型）

- ・外部支援スペース

- ・移動図書館作業用スペース

② 中央公民館＜諸室コンセプト＞

サービス実施に必要な諸室は機能空間より整理した結果、以下のとおりとする。

ア 研修室

45人規模（2部屋 各50㎡程度、2部屋一体として使用可）

30人規模（2部屋 各35㎡程度、2部屋一体として使用可）

研修室は、ある程度の遮音性を持たせた造りとする。

- イ 多目的室防音室** 150人規模（1部屋 150㎡程度）
45人規模（1部屋 50㎡程度）
大きな音量を出しても他の部屋の活動に支障をきたさないよう、防音に特別な配慮を行い、音楽活動（練習や小規模な音楽団体の発表）、講演会などを行う部屋及び付属の打合せ部屋を整備する。また、プロジェクター、スクリーン、マイク設備等を整備する。
- ウ 料理実習室** 1部屋（100㎡程度）
調理台（6台程度）、収納スペース、収納棚等を整備する。
- エ 実習室** 2部屋（各40㎡程度、2部屋一体として使用可）
工作や創作、ワークショップ、美術講座など行う部屋とし、床や壁、机、椅子などは、創作活動により汚れやすいことを考慮した整備とする。
- オ 和室（兼茶室）** 20畳程度（1部屋）、10畳程度（1部屋）
（2部屋で計130㎡程度）
1部屋は茶室として整備し、2部屋が一間として利用可能な配置とする。
- カ 収蔵庫** 1部屋（100㎡程度）
収蔵品（絵画約50点、古文書、遺物、はく製等）を保管する収蔵庫を設置する。
- キ 倉庫** 1部屋（100㎡程度）
ギャラリー、ミュージアムの運営に必要な備品（机約60脚等）を保管する倉庫を設置。搬入から倉庫、倉庫から展示スペースへの動線は利用しやすいものとする。荷解きなど、作業室としての役割も兼ねる。
- ク ギャラリー** 500㎡程度
- ・大規模な展覧会から小規模なものまで、さまざまな展示ニーズに対応するため、可動式展示パネル（移動式展示壁）を多く用いて、さまざまな展示パターンに対応。
 - ・天井高は3.0mを確保。
 - ・絵画等を展示する際に効果的な照明を整備。
 - ・倉庫（兼荷解き室）を併設。
 - ・展示がしやすいよう、ピクチャーレールなどを設置。
 - ・華道展示等に必要な水周り施設との動線を配慮。
- ケ ミュージアム** 200㎡程度
- ・作品展示にふさわしい照明設備を整備。
 - ・展示作品が多い企画展開催時には、ギャラリースペースと合わせて一体で利用できるように、配置や動線を考慮し、可動式展示（移動式展示壁）パネルを設けてさまざまな展示パターンに対応する。
- コ 総合事務室（図書館・中央公民館複合型）** 100㎡程度

2 施設配置

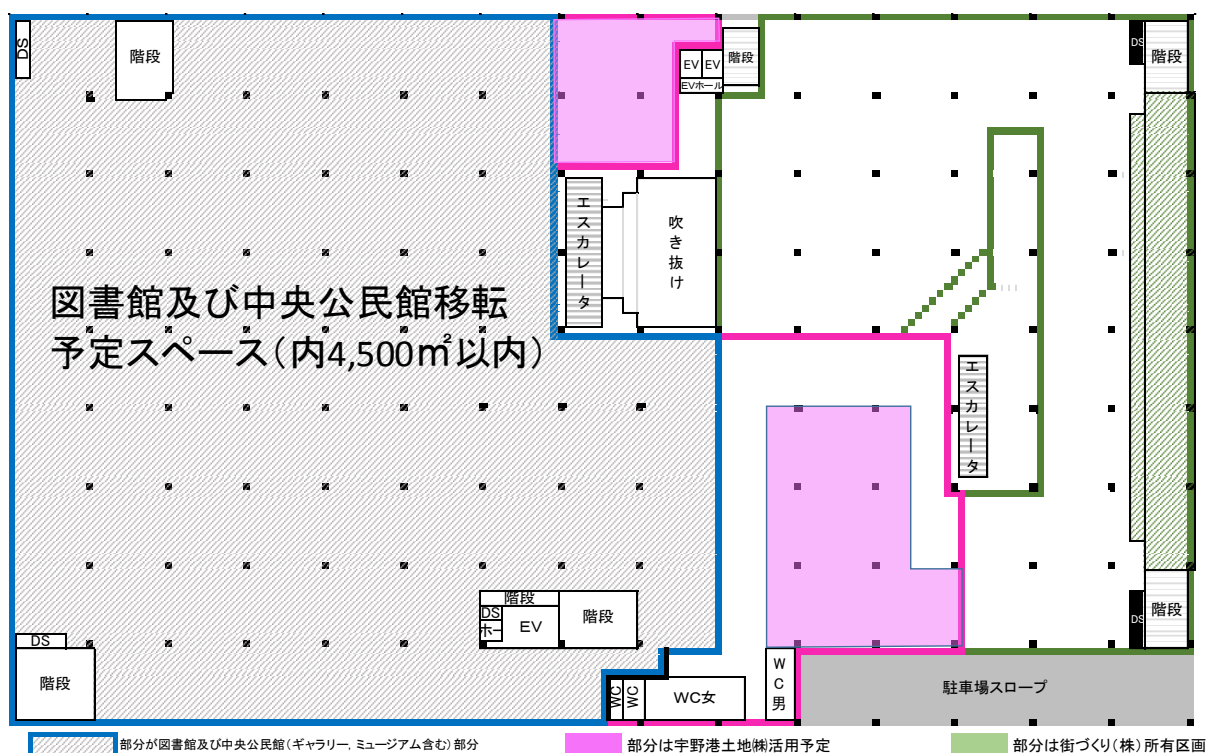
既存する商業施設（天満屋ハッピータウン・メルカ）に移転するにあたり，図書館及び中央公民館の各施設の配置計画を行ったうえで整備する必要がある。

各施設の配置については，下記図面（天満屋ハッピータウン・メルカ 2 F フloor）の青色の線で囲んだ斜線部分（4, 500 m²）以内であり，次のとおり施設の面積配分による。

<各施設想定面積>

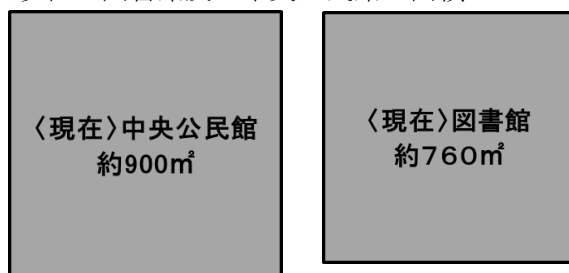
○図書館	2, 400 m ² 以内	○ギャラリー	500 m ² 以内
○中央公民館	1, 100 m ² 以内	○ミュージアム	200 m ² 以内
		○その他	100 m ² 以内

<移転予定スペース（天満屋ハッピータウン・メルカ 2 F フloor）>

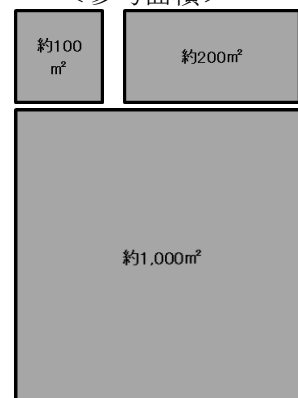


<参考>

※現在の図書館及び中央公民館の面積



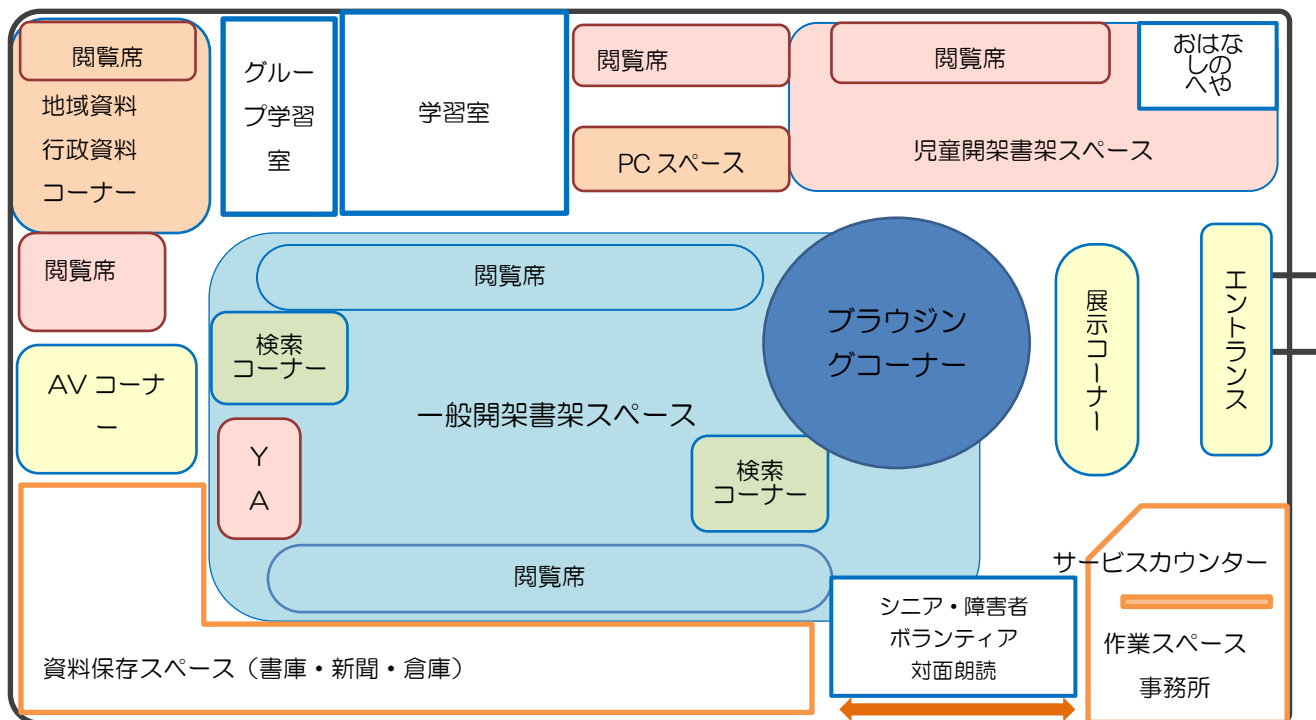
<参考面積>



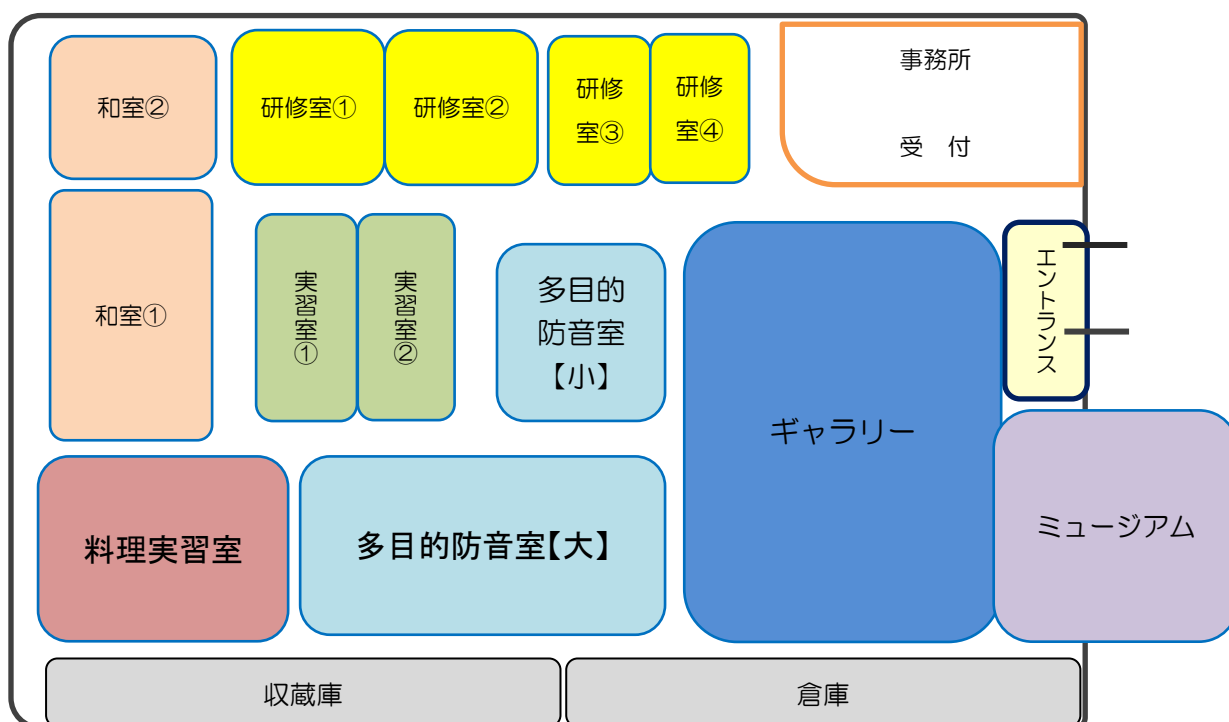
3 機能イメージ図

必要機能における各スペース（各諸室）を以下のとおりイメージする。

<図書館機能イメージ図>



<中央公民館機能イメージ図>



4 管理運営体制

(1) 開館時間及び休館日について

商業施設という立地条件や、市民の交流拠点としての役割を考慮し、多くの市民が利用しやすい開館時間及び開館日を設定する。

《図書館》

①休館日	・ 定期休館日：毎週月曜日 ・ 年末年始：12/29～1/3 ・ 曝書期（連続する8日間以内）
※現行の休館日 ・ 定期休館日：毎週月曜日 ・ 館内整理日：毎月月末(ただし、7月と8月の末日(月曜日は除く。) は開館 ※月末整理日は試行撤廃中。3月末日のみ休館) ・ 年末年始：12/29～1/3 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 月曜日が国民の祝日に当たるとき、その日以後において最も近い「祝日法による休日」でない日 ・ 曝書期（およそ8日間）	
②開館時間	9時から20時まで (開館時間は、今後施設側との協議により調整するものとする。)
※現行の開館時間は、10時から18時まで(日曜日のみ9時から17時)	

《中央公民館》

①休館日	・ 定期休館日：毎週月曜日 ・ 年末年始：12/29～1/3
※現行の休館日 ・ 定期休館日：毎週月曜日 ・ 年末年始：12/29～1/3 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 月曜日が国民の祝日に当たるとき、その日以後において最も近い「祝日法による休日」でない日	
②開館時間	9時から21時まで (開館時間は、今後施設側との協議により調整するものとする。)
※現行の開館時間は、9時から22時まで	

(留意事項)

ただし、メルカの全館休業日は、図書館及び中央公民館も臨時休業とする。
(また、メルカは臨時休業として、年3回程度火曜日休業日を設けている。)

○利用者駐車場について

図書館及び中央公民館の利用者は、メルカ内の駐車場を利用することとする。
ただし、駐車場が満車になる場合は、対策を講じる。

玉野市立図書館及び中央公民館基本構想・整備運営方針

「学んで支える まちづくり ～地域の輪を広げよう～」

平成27年3月
発 行 玉野市教育委員会
(事務局) 玉野市教育委員会社会教育課
玉野市宇野1丁目27番1号
TEL 0863-32-5577